

平成27年度人事院政策評価実施計画

人事院会議決定
平成27年6月5日

人事院は、平成27年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

目 次

1	多様な有為の人材の確保の推進【人材局】	
	・ 人材確保策の検討、充実	1
2	時代の要請に応じた公務員の育成等【人材局・公務員研修所】	
	・ 国際化に対応し得る行政官の育成	1
3	勤務条件・勤務環境の整備等	
	① 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現【給与局】	2
	② 社会情勢に適応した適正な勤務環境の実現と職員の健康の保持増進【職員福祉局】	
	・ 職業生活と家庭生活の両立支援の推進	2
4	不服申立て等に対する適切な対応【公平審査局】	
	・ 公平審査の適正かつ円滑な実施	3
5	人事管理業務のIT化の推進【職員福祉局】	
	・ 人事・給与関係業務情報システムの円滑な導入、安定的な運用	3

1 多様な有為の人材の確保の推進

人材確保策の検討、充実

【人材局】

《政策目標》

多様な有為の人材の確保に資するよう、人材確保策の検討・充実を図る。

《具体的な取組内容》

行政課題の複雑・高度化、グローバル化等が進む中で、優秀な人材を確保していくことは喫緊の課題となっているが、国家公務員採用試験の申込者数については、政府による採用抑制の方針や民間企業における雇用情勢の変化に伴う変動はあるものの、少子化の影響や将来像に対する考え方の多様化等により減少傾向という状況が続いている。また、人材の獲得に向けて、地方自治体や民間企業との競争がこれまで以上に激化している。このような状況の中、政府全体として国家公務員の人材確保に向けた取組を進めることが求められている。

そのため、より多くの多様な有為の人材が公務を志望するよう、平成27年度については、具体的に次の取組を行う。

- (1) 優秀な人材の就職動向や若手職員の意識等を把握するため、若手職員へのアンケート調査、学生へのアンケート調査、各府省へのヒアリング、大学教授等へのヒアリング等の実施を通じて、現状分析を行う。
- (2) 各府省と連携・協力をを行い、「啓発活動」及び「人材確保活動」の充実を図り、更に多くの学生に公務の魅力等を伝え、公務への関心が持たれるよう「公務研究セミナー」、「霞が関特別講演」、「総合職中央省庁セミナー」、「一般職各府省合同業務説明会」、「霞が関OPENゼミ」等の確実な実施を行う。
- (3) 昨年度は、HP「採用情報NAV I」の全面的改修に加え、メルマガの配信記事の見直しを行うことによりメルマガ登録件数が10,000件を超えたところであり、今年度は、HP「採用情報NAV I」、メルマガ、ツイッター等の多様な媒体を積極的に活用し、情報発信の内容も更に充実させることで、メルマガの登録件数を前年度より増加させる。

2 時代の要請に応じた公務員の育成等

国際化に対応し得る行政官の育成

【人材局・公務員研修所】

《政策目標》

行政課題の国際化が進展し、各府省における人材育成ニーズも多様化する中で、我が国の国益を実現し国際社会に貢献できるような高度な能力を有する人材を育成するため、外国への派遣研修を適正に実施するとともに、行政研修においても国際化に対応した研修機会の提供に努める。

《具体的な取組内容》

- (1) 行政研修（課長補佐級）国際コースは、昨年度12カ国13名の外国人研修員の参加

を得て国際環境類似の状況下での研修機会を提供することができた。今年度は、さらに実践的な研修機会とすべく、外国人研修員の数を前年度より増加させるとともに、各府省の第一線人材の研修参加を促す。

(2) 行政研修（課長補佐級）海外派遣研修を継続して企画・実施する。また、初任行政研修における行政を巡る環境のグローバル化に対応するための研修科目や、係員級特別課程での英語学習を引き続き実施するなど、行政研修において国際化に対応した研修科目を着実に実施する。

3 勤務条件・勤務環境の整備等

① 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現

【給与局】

《政策目標》

人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条に則って、国会及び内閣に対し、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。

《具体的な取組内容》

「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」を実施し、これらの結果に基づき、精確な官民の給与比較を行う。また、国家公務員給与については、国民の中に様々な意見・批判があるという状況を踏まえ、有識者等からの公務員給与に関する意見を把握する。

これらに基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について報告を行う。報告においては、平成27年から逐次実施を図ることとしている給与制度の総合的見直しについても、平成27年における職員の在職状況等を踏まえ、平成28年度の地域手当の支給割合等を示す。勧告は、給与水準の改定に加えて、国家公務員の給与制度を諸情勢の変化に対応したものに改めるための改正も対象となっており、民間給与及び国家公務員給与の実態調査の結果や、労使の要望等も踏まえ、適切に対処する。勧告を行った場合には、労働基本権制約の代償措置としての役割を適切に果たすため、勧告内容が実現するよう、各方面に説明し、理解を得るよう努める。

② 社会情勢に適応した適正な勤務環境の実現と職員の健康の保持増進

【職員福祉局】

職業生活と家庭生活の両立支援の推進

《政策目標》

職員の仕事と家庭生活の適切な両立及び職員の健康保持増進が図られるよう、勤務環境の整備を一層推進する。

《具体的な取組内容》

一人一人の職員が、家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮してその職務を遂行するためには、超過勤務の縮減や柔軟な働き方の促進など勤務環境の整備を図ることが重要である。

このため、勤務環境整備の一層の推進に向けて、平成27年度については、次の取組を行う。

- (1) 各府省や職員団体等の関係者の意見等を踏まえて、フレックスタイム制の拡大について検討を進め、制度化に必要な措置を講じる。
- (2) 各府省の男性職員の育児休業等の積極的な取得を促すよう、管理職員の意識啓発のためのシンポジウムを今年度初めて開催するとともに、介護を要する家族を持つ職員の両立支援のため、各府省人事当局を対象に、介護サービスや仕事と介護との両立支援制度等に関する情報を提供するためのセミナーを今年度初めて開催するなどの取組を行う。
- (3) ワーク・ライフ・バランスの観点や職員の健康の保持増進の観点から、長時間労働慣行の見直しが重要な課題であり、各府省に対し、超過勤務縮減に資する効果的な施策を提示するとともに、年次休暇の取得促進に向けての取組方針を示すなどの支援を行う。

4 不服申立て等に対する適切な対応

公平審査の適正かつ円滑な実施

【公平審査局】

《政策目標》

各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。

《具体的な取組内容》

公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うよう努める。平成27年度においては、公平審査を適切かつ迅速に実施し、処理に時間を要する複雑な事案を含めてできるだけ早期に判定を発出するよう努め、全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合を75%以上にする。

《測定指標》

- ・ 全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合

5 人事管理業務のIT化の推進

人事・給与関係業務情報システムの円滑な導入、安定的な運用

【職員福祉局】

《政策目標》

人事・給与関係業務情報システム（以下「人事・給与システム」という）により給与支給等を行っている本番稼働府省の安定的な運用の確保に努める。さらに、人事給与業務効率化に向けた改善計画（平成27年3月27日人事給与業務効率化推進会議決定。以下「改善計画」という。）に掲げられている施策を実施し、人事給与業務の簡素化・効率化を図るとともに、システム運用等に係る政府全体の経費の最小限化等を実現する。

《具体的な取組内容》

本番稼働府省（12府省等）の安定的な運用の確保に向けて、アプリケーション保守等を確実に実施していく必要がある。さらに、改善計画の下、平成28年度中に全ての府省等が人給システムに移行を行うことを目指して、同計画に記載の施策の実現に向けたシステム改修等を確実に実施していく必要がある。

そのため、平成27年度については、次の取組を行う。

- (1) マイナンバー、年金一元化及び人事院勧告等の制度改正への対応については、制度関係部局との円滑な連携の下、必要なシステム改修を着実に実施する。
- (2) 改善計画に記載の施策を実現するため平成27年度から28年度にかけて実施するシステム改修について、契約締結後に決定するスケジュールに基づき平成27年度に予定する設計、開発等を確実に実施する。併せてマニュアルや研修の見直し等の運用体制強化の取組のうち、システム改修の平成28年度分の工程を待たずに実施可能なものについて着実に実施する。

《測定指標》

- ・ 制度改正に対応したシステム改修の実施状況
- ・ 改善計画に基づくシステム改修の進捗状況